

三保松原白砂青松保全技術会議

傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、委員会当日、会場で受付を行ってください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 会議当日は受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (4) 会場の制約上、入室いただけない場合があります。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は次の事項を守って下さい。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。発言、拍手その他 の方法による可否の表明等をしないこと。
- (2) 会場内での飲食、喫煙はしないこと。
- (3) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他、会議の支障となる行為はしないこと。

3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は係員の指示に従って下さい。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。